

福生駅西口地区公共施設整備に向けた 調査検討報告書

— 市民が活躍できる新たな場所づくりを —

令和2年12月

福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会

目次

はじめに	1
1 公共施設整備の必要性について	3
2 公共施設整備の在り方について	4
3 公共施設に求める機能と配置する施設・設備について	6
4 公共施設の管理運営について	9
5 公共施設の周辺環境の整備について	10
6 資料編	12
(1) 用語説明	12
(2) 福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会 検討経過	13
(3) 福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会 委員名簿	15
(4) 福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会 設置要綱	16

はじめに

福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会（以下「委員会」という。）は、福生駅西口の直近に位置する福生市本町地区・大字福生地区における新たな公共施設（図書館、子育て支援施設、保健センター等をもって構成する公共施設をいう。）の整備について、市民の目線と専門的見地から様々な検討を行うため、令和2(2020)年1月に設置されました。委員は、様々な市民活動を行う関係団体の代表者を始め、学校や保育、福祉の専門家で構成し、10人の委員がそれぞれの専門知識や経験とより良い将来への願いを持ちより、5回の議論を重ねてきました。

本報告書は、新たな公共施設整備のテーマである「市民活動の新たな拠点づくり」の実現に向けて、公共施設整備の考え方をまとめたものです。

今後、市において策定する公共施設整備実施計画は、本報告書の趣旨を尊重いただくとともに、引き続き、多くの市民に広く意見を求めながら、まとめられることを強く望みます。

また、公共整備実施計画策定以降についても、設計から施工へと業務の進行に合わ

せて、ハード整備だけでなくソフト事業の実施においても、常に市民の声に耳を傾けながら事業が推進されていくことを期待します。

最後に、将来予測が困難な時代を迎える中であって、福生駅西口地区に整備される新たな公共施設が福生市のシンボルとして永きにわたり愛され、多くの市民が誇りと愛着を持った居場所となることを委員一同、心から願います。

令和2年12月

福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会

1 公共施設整備の必要性について

福生駅西口地区は、鉄道、路線バス、自動車などの交通結節点で、福生市で最も交通利便性が高い区域であるとともに、市民生活を支える充実した公共・民間施設が集積する拠点性も有しています。福生駅西口地区周辺は、こうした特徴を生かし、多くの市民が気軽に立ち寄れ、充実した時間を過ごすことができる「新たな市民活動の拠点」、「市民の居場所」を創出していくことを目指し、令和元年12月に先行して策定された『福生駅西口地区公共施設整備基本計画』において、新たな図書館機能や子育て支援機能、保健センターを核とした複合化された公共施設の整備が掲げられています。

公共施設の整備にあたっては、福生市が持続可能な発展を遂げるため、全ての市民にとっての「新たな市民活動の拠点」となるよう、福生駅西口地区の立地特性を十分に生かした施設とすることが望まれます。さらに、激甚化する自然災害や日進月歩で進展する情報通信技術に対応し、市民が安心して利便性の高いサービスを将来に渡って享受することができるよう、複合化された公共施設が必要であると考えます。

2 公共施設整備の在り方について

福生駅西口地区公共施設は、持続可能なまちの発展を支え、今後永きにわたり福生市の中核施設としての役割を果たすことができるよう、次の視点を取り入れた施設整備を目指す必要があります。

(1) 福生駅西口地区公共施設は、現在の高水準の技術機能を備えるとともに、将来の技術の発展を見越した構造やレイアウト等に配慮するなど、今後の社会変化に対応できる施設とする必要があります。また、機能を詰め込みすぎるのではなく、ゆとりのスペースを各所に取り入れていくことを目指す必要があります。

(2) 福生駅西口地区公共施設は、福生市の中心市街地のシンボルとして、外観や施設レイアウトといったハード面だけでなく、提供するサービスやコンテンツなどのソフト面においても、市民が誇りと愛着を感じることができる施設とすることを指す必要があります。

(3) 公共施設を整備することによる効果を建物内だけに留めることなく、公共施設を中核に様々な拠点施設が一体となって、「歩いてまわれる楽しいまち・ウォーカーブル^{※1}な空間」の実現を目指し、中心市街地の活性化に繋げる必要があります。

(4) 施設整備にあたっては、ユニバーサルデザイン^{※2}に基づいた施設とする必要があります。

また、それぞれの施設及び機能が連動できる動線を検討する必要があります。

(5) 公共施設の事業規模については、建築工事費だけでなく、将来にわたる維持管理費にまで影響することから、公共施設のライフサイクルコスト^{※3}のシミュレーションを行うとともに、福生市の財政推計等を十分に考慮した上で検討する必要があります。

3 公共施設に求める機能と配置する施設・設備について

福生駅西口地区公共施設には、福生駅西口地区公共施設整備基本計画で示された、「スポーツ・アクティビティ機能」「文化発信・交流機能」「知的空間創造機能」「健康増進・子育て支援機能」の4つの機能を整備するため、図書館、子育て支援施設、保健センター、マルチスペースの配置を中心に、様々な機能が有機的に連携した施設となるよう、次の視点を取り入れた施設を目指すことを検討する必要があります。

(1) 図書館について

情報通信技術が発達した社会にあって、図書を読む、調べるだけの場所に留まることなく、子どもから高齢者まで、あらゆる世代が新たな図書館の形を享受でき、本を通して市民が語り合える場所となるよう、図書館協議会の意見を踏まえた施設を検討する必要があります。併せて、駅前という立地特性を生かし、仕事帰りなどにも利用ができるよう、夜間利用についても検討をする必要があります。

また、図書館については、本施設の一か所に集約するのではなく、例えば、健康や福祉、子育て関連の書籍は保健センター、スポーツ関連の書籍はマルチスペースに配置するなど、施設全体が広大な図書館としての機能を持たせることも検討する必要があります。

さらに、憩いの場所となるようなカフェ等を併設することにより、図書館スペースに交流機能を付加したり、自動貸し出し返却機を設置して利用者の利便性向上を

図ったりするなど、市民にとってのサードプレイス^{※4}となることが期待されます。

(2) 子育て支援施設について

福生駅西口地区に多くの市民が気軽に立ち寄れ、充実した時間を過ごすことができるようにするには、子どもが安全安心に過ごせるとともに、大人も子育ての喜びを感じることができる利便性の高い施設が必要になります。具体的には、子育て世代が親子で利用できるスペースや、イベント開催時等に子どもを預けられる託児施設の配置を整備する必要があります。併せて、既存の各保育所等で対応が難しい、子育て世代からのニーズの高い乳幼児の一時預かりについて、本施設内の託児施設での対応の可否や、小学生の放課後の居場所づくりのための学童クラブに準ずる施設についても整備する必要があります。

(3) 保健センターについて

市民の健康と福祉の要となる施設であることから、子どもから高齢者まで利便性の高い機能を備えた、安心して利用できる施設とする必要があります。

(4) マルチスペースについて

観客席を可動式の収納可能な座席とし、利用形態によって会場の状況が変更できるようにすることにより、市民の様々なニーズに応えられる多目的スペースとして、文化・芸術、スポーツ活動の実践、発表・交流の場や、スポーツ観戦や演劇鑑賞等のできる施設とする必要があります。

また、万が一の災害時には、マルチスペースの活用を中心に、帰宅困難者を受け

入れるとともに、中長期的な避難所としての機能を持たせる工夫が必要です。

(5) その他の施設・設備について

①学習室・フリースペース

利用者が施設で得た知識や体験を編集・発信できるような場や、学習室、また、あらゆる世代があらゆる用途で使用でき、利用者同士の交流も図れるフリースペースなどの配置の検討が必要です。

また、学習室などについては、必要に応じて有料化するなど、市民が広く公平に利用できる機会を創出できる環境を作る必要があります。

②行政機関としての整備

観光案内や証明書発行など、利用者にとって利便性の向上に資する機能の設置が必要です。

③駐車場

子育て世代や障がいのある方が安心して利用できる、訪れやすい施設にするため、必要な駐車場の整備が必要です。

④情報・通信機能

複合化された施設の機能性や利便性を永きにわたり維持するため、5G^{※5}やIoT^{※6}、AI^{※7}などの最先端の情報通信技術整備の検討が必要です。

4 公共施設の管理運営について

公共施設の管理運営については、様々な機能で構成される施設となることから、先進事例をよく調査し、最適な方法を検討する必要があります。施設自体を重視しがちな施設整備が多い中において、施設は、「市民の新たな活動の拠点」、「市民の居場所」を実現するためのものとして捉え、そのための機能重視の施設整備を検討する必要があります。

また、新たに地域や施設利用団体を始めとし、企業や高校・大学等とも連携した新しい活性化の方策を生み出すことができる運営方法を期待します。

5 公共施設の周辺環境の整備について

福生駅西口地区公共施設が全国に誇れる施設となり、永きにわたり福生市の中心拠点として、市民に愛され、恒久的なにぎわいをもたらす施設となるには、施設だけでなく周辺環境の整備も併せて進めることが不可欠です。周辺環境の整備にあたっては、次の視点をもって検討する必要があります。

(1) 利用者動線について

公共施設へは多種多様な利用者が様々な交通手段で訪れることが考えられることから、安全かつ快適な動線を確保する必要があります。

特に、福生駅からの歩行者動線については、地上レベルの動線だけではなく、周辺施設のペDESTリアンデッキ^{※8}等を活用した動線についても検討が必要です。

(2) 周辺道路整備について

公共施設周辺の道路整備にあたっては、施設利用者や地域住民などの歩行者と自動車の安全を確保するため、道路拡幅や新設、十分な歩道整備を行うとともに、交通規制や有効な安全対策、及び渋滞の軽減や解消についても検討が必要です。

また、一部が通学路となっていることなども考慮する必要があります。

(3) 交通アクセスについて

あらゆる世代の市民にとって訪れやすい新たな交通アクセスの整備、手法について検討する必要があります。

また、円滑な自動車交通の実現に向け、郊外部からの西口地区へのアクセス道路の整備など、福生市の将来の公共交通の在り方についても併せて検討する必要があります。

(4) ウォーカブルなまちについて

中心市街地の回遊性向上については、公共施設の整備だけで達成できるものではないことから、西口地区周辺だけでなく、複数の拠点をもって「歩いて楽しいまち・ウォーカブルなまち」を実現するため、周辺への賑わいの波及、周辺の空地の活用方法や他地区の新たな街区整備への機運醸成も期待します。

以上、5つの項目について検討結果の報告をします。

最後に福生駅西口地区公共施設整備にあたっては、安心して利便性が高く、あらゆる世代から愛され、また、将来の社会環境の変化に対応できるよう、「機能を重視した施設整備」を念頭に事業の推進を図ることを望みます。

6 資料編

(1) 用語解説

※1 ウォークアブル：「歩く」「walk」と「～できる」「able」を組み合わせで作られた「歩くことができる、歩きやすい」という意味の形容詞“walkable”の名詞形で、地域環境の歩きやすさを表す概念。

（国土交通省が令和元年に「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、「まちなかウォークアブル推進プログラム」を策定。福生市は国土交通省が募集した“ウォークアブル推進都市”となっている。）

※2 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

※3 ライフサイクルコスト：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持管理・廃棄に至る過程に必要な経費の合計額をいう（LCCと略すこともある）。

※4 サードプレイス：自宅や職場・学校ではない、一個人として寛ぐことができる第三の居場所。

※5 5G：5th Generation の略。第5世代移動通信システム。これまでの移動体無線技術を更に高速化・大容量化させるだけでなく、「超多数接続（＝家電、クルマなど、身の回りのあらゆる機器（モノ）がつながること）」、「超低遅延（＝遠隔地にいてもロボット等の操作をスムーズに行うことができる）」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システム。

※6 IoE：Internet of Everything の略。「もの」だけでなく、人、システム、公共施設、データなどの「全て」がインターネットでつながる概念。

※7 AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータが処理する技術もAIの一つと考えられている。

※8 ペDESTリアンデッキ：高架で設置された歩行者専用通路。

(2) 福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会 検討経過

第1回

令和2年1月31日

- (1) 公共施設等の整備を検討する区域の整備方針について
- (2) 実施計画(案)の構成及び検討スケジュールについて

第2回

令和2年2月27日

- (1) 施設の主要施設の現状と課題、目指す姿について
- (2) 施設の整備コンセプトについて
- (3) 施設のフロア構成イメージについて
- (4) 施設の再整備の考え方について
- (5) 公共施設等の整備に関する市民アンケート調査について

臨時

令和2年7月28日

- (1) 福生高校生徒に対するアンケート調査について

第3回

令和2年10月2日

- (1) 先行事例の紹介について

(2) 福生高校訪問時の生徒の意見について

第4回

令和2年11月9日

(1) 福生駅西口地区公共施設整備に向けた調査検討報告書について

内容説明、意見交換

第5回

令和2年12月24日

(1) 福生駅西口地区公共施設整備に向けた調査検討報告書について

前回内容確認、意見書の実施計画への反映について

(2) 今後のスケジュール

(3) 会議録等の公開について

(3) 福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

職名氏名選出区分

	職名	氏名	選出団体
1	委員長	撰梅 敏夫	福生市町会長協議会
2	副委員長	北島 浩子	福生市社会教育委員の会議
3	委員	村木 修	特定非営利活動法人福生市体育協会
4	委員	森田 宏次	福生市健康づくり推進委員の会
5	委員	三浦 佳江	福生市公民館運営審議会
6	委員	中出 雅俊	福生市立小中学校 PTA 連合会
7	委員	橋本 満彦	社会福祉法人福生市社会福祉協議会
8	委員	坪井 由紀子	福生市図書館協議会※R2.10.31 まで
	委員	田中 恵子	福生市図書館協議会※R2.11.1 より
9	委員	高山 佐代子	福生市保育協議会
10	委員	林 宣之	福生市立小中学校校長会

(4) 福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 福生駅西口地区に新たに設置する公共施設（以下「新施設」という。）の整備に関する検討を行うため、福生駅西口地区公共施設整備実施計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、新施設の整備に関し必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 特定非営利活動法人福生市体育協会の代表者
- (2) 福生市社会教育委員の代表者
- (3) 福生市公民館運営審議会の代表者
- (4) 福生市立小中学校校長の代表者
- (5) 福生市公立小中学校PTA連合会の代表者
- (6) 福生市保育協議会の代表者
- (7) 福生市町会長協議会の代表者
- (8) 福生市社会福祉協議会の代表者
- (9) 福生市健康づくり推進員の代表者
- (10) 福生市図書館協議会の代表者
- (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、調査検討のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼の額は、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、都市建設部まちづくり計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 この要綱施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。